

米国連邦裁判所によるトランプ政権下の IEEPA 関税の無効判断について

独禁/通商・経済安全保障 & 北米ニューズレター

2026 年 2 月 24 日号

執筆者:

藤井 康次郎

k.fujii@nishimura.com

平家 正博

m.heike@nishimura.com

市川 和輝

k.ichikawa@nishimura.com

辰巳 郁

k.tatsumi@nishimura.com

Spencer Neff

s.neff@nishimura.com

2026 年 2 月 20 日、米国連邦最高裁判所は、トランプ大統領が国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act、以下「IEEPA」といいます）に基づき課した関税について、6 対 3 の多数意見により、IEEPA に基づき大統領に付与された権限には、関税を課す権限は含まれず、無効であると判示しました（以下「本判決」といいます）¹。本ニューズレターでは、本判決の内容を紹介するとともに、本判決が輸入業者による関税還付の可能性に及ぼす影響、本判決を受けて米国連邦政府が既に行っている対応、及び、本判決が米国と貿易相手国との間の相互関税協定に与える影響についてご説明いたします。

1. IEEPA は関税を賦課する権限を大統領に付与していないと判断

トランプ大統領は、IEEPA が大統領に付与する権限²のうち、輸入を規制する権限（regulate … importation）に基づき関税を課す権限があると主張していましたが、本判決の多数意見を執筆したロバート連邦最高裁長官は、IEEPA において用いられている「規制する」（regulate）という文言は、関税を課す権限まで含むものではないと判断しました。多数意見は、条文の文言に基づく解釈や、複数の憲法上の論点について詳細に検討した結果に基づいています。検討の中でも特に重視されたのは、明確な法律の定めがない限り、議会が「重要な問題」を大統領等の行政府に委任することはできないとする、「重要問題の法理」（major questions doctrine）になります。判決は 170 頁に及びますが、そのうち 4 名の裁判官による補足意見を含め、100 頁超で、これらの憲法上の論点が検討されています。

もっとも、輸入業者にとって重要な意味を持つ結論は単純かつ明確であり、大統領は、今後、IEEPA を根拠として関税を課すことはできないという点にあります。そのため、本判決は輸入業者にとって有益な内容といえます。これまで、IEEPA に基づく関税について国際貿易裁判所（Court of International Trade、以下「CIT」という）が判断した際には、IEEPA に基づく個々の関税措置が IEEPA に適合しないとされたもの

¹ *Learning Resources, Inc. v. Trump*, No. 24-1287, 2026 WL 477534 (U.S. Feb. 20, 2026), available at https://www.supremecourt.gov/opinions/25pdf/24-1287_4gcj.pdf

² IEEPA は、大統領に対し、「investigate, block during the pendency of an investigation, regulate, direct and compel, nullify, void, prevent or prohibit … importation or exportation」（輸入又は輸出を調査、調査中に遮断、規制、指示及び強制、無効、防止又は禁止する）権限を付与しています (50 U.S.C. §1702(a)(1)(B))。

の、IEEPA のもと、関税が類型的に不適法であるとまでは判断されていませんでした³。本判決は、さらに一歩踏み込み、IEEPA にはそもそも関税を課す権限が含まれていないことを明確にした点で、大統領の関税権限を大幅に制約するものといえます。

2. 関税還付についての判断は回避

もっとも、本判決は、IEEPA の適用範囲については著しく明確化した一方で、違法に徴収された関税をどのように輸入業者へ還付するかという点については、明確な判断を示しませんでした。実際、関税還付に言及しているのは、カバノー判事の反対意見のみです。今後、関税還付をめぐる争いは、最高裁が判断した IEEPA に関する事項について専属管轄権を有するとした CIT に差し戻され、CIT において引き続き争われることとなります。この点についての詳細や実務上の対応については、2026 年 1 月 5 日付の独禁/通商・経済安全保障 & 北米ニュースレター⁴をご参照ください。

簡単に言えば、輸入業者が関税還付を受けるまでのプロセスは、長期化し、容易なものではない可能性が高いと考えられます。これは、連邦政府の関係者や裁判所自身の初期的な発言からも裏付けられます。カバノー判事は反対意見の中で、本件の関税還付は「混乱を極める」(mess) との見方を示しました。また、トランプ大統領も、本判決後の記者会見において、この問題は「今後 5 年間は裁判になるだろう」(end up being in court for the next five years) と述べています。さらに、ベッセント財務長官は、関税還付を「究極の企業福祉」(the ultimate corporate welfare) と表現しています。これらの発言は、連邦政府が円滑な還付手続を積極的に進めることに積極的でないおそれを示唆しており、関税還付は、CIT における訴訟を通じて確保せざるを得ない状況に陥る可能性が高いと考えられます。

3. 通商法 122 条に基づく関税

トランプ大統領は、IEEPA 関税が無効と判断される可能性を見越していたとみられ、本判決と同日の 2026 年 2 月 20 日に別の法的根拠である 1974 年通商法 122 条に基づく関税措置を発表し⁵、米国税関・国境警備局 (U.S. Customs and Border Protection) は同月 23 日付でガイダンスを提供しています⁶。当該通商法 122 条に基づく関税は、2026 年 2 月 24 日東部標準時間午前 0 時 1 分から発効し、同年 7 月 24 日東部夏時間午前 0 時 1 分までの間有効となる予定です。同条は、国際収支上の緊急事態が宣言された場合に、最大 15%の関税を一律に、最長 150 日間課すことを認める制度です。今回、大統領が発表した関税率は一律 10%⁷とされており、特定の品目や、カナダ及びメキシコからの輸入品については例外が設けられていま

³ 例えば、先例において、CIT は、IEEPA が一般論としては関税を認めているとしつつも、大統領が実際に課した個々の関税措置については、同法の下では許されないと判断していました。 <https://www.cit.uscourts.gov/sites/cit/files/25-66.pdf>

⁴ https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/competition_law_international_trade_north_america_260105

⁵ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/02/imposing-a-temporary-import-surcharge-to-address-fundamental-international-payments-problems/>

⁶ https://content.govdelivery.com/bulletins/gd/USDHSCBP-40b3b7b?wgt_ref=USDHSCBP_WIDGET_2

⁷ なお、当初の通商法 122 条に基づく関税は 10%ですが、2026 年 2 月 21 日、トランプ大統領は自身の SNS で当該追加税率を 15%に引き上げることが示唆されており、今後引き上げられる可能性があります。

す。なお、米国の一部の貿易相手国、特に日本や英国等の既に相互関税率を確保していた国⁸にとっては、通商法 122 条に基づく関税は、不利な結果となります。従来米国は、MFN 関税と相互関税の二つの関税のうち高い方の税率のみを適用していましたが、通商法 122 条に基づく関税は、一般 MFN 関税と重ねて課されることになるためです。

さらに、米国通商代表部 (Office of the U.S. Trade Representative) は、多くの貿易相手国に対して、迅速に、通商法 301 条に基づく調査 (以下「通商法 301 条調査」といいます) を開始すると発表しています⁹。通商法 301 条は、外国政府の法律や慣行が国際法に違反し、又は米国の通商に不当な負担を与えている場合に、そうした措置の是正を目的として、関税を課することを認めるものです¹⁰。この点で、通商法 301 条調査の目的は、トランプ大統領が IEEPA を用いて対処しようとしていた問題と非常に近いといえます。そのため、トランプ大統領が、違法とされた IEEPA 関税を通商法 301 条に基づき再度導入する可能性も否定できず、むしろその可能性は高いと考えられます。通商法 301 条に基づき関税を課するためには、事前に貿易相手国による不公正な貿易慣行について調査手続を経ることが大統領に求められている点で、IEEPA と通商法 301 条は異なっています。もっとも、通商法 301 条の下では、課すことのできる関税率の水準自体について明確な上限は設けられていません。さらに、通商法 301 条及び通商法 122 条に基づく関税措置はいずれも、大統領の権限行使に対して制度的な制約が組み込まれているため、その分、裁判所において違法と判断するためのハードルは高くなると考えられます。

4. 相互関税協定への影響は不透明に

2025 年 11 月 19 日付の Competition Law / International Trade & Europe ニュースレター¹¹で指摘したとおり、トランプ大統領が IEEPA に基づいて課していた関税を引き下げるとは、米国が多くの貿易相手国と相互関税協定を交渉する際の最大の譲歩点でした。しかし、本判決によりその IEEPA に基づく関税が違法と判断されたことで、これらの協定を支えていた前提条件は失われたこととなります。もっとも、この新たな状況に対して、米国の貿易相手国がどのように対応するのかは、現時点ではなお不透明です。

現時点では、いずれの国も、米国との相互関税協定で合意した義務を反故にする意向を示していません。また、米国連邦政府も、各国が相互関税協定を遵守することを期待すると表明しています。他方で、相互関税協定上の義務を反故にする国は大きなリスクを負うことになり、将来的には、通商法 301 条調査の結果として、より高い関税率を課される可能性があります。もっとも、相互関税協定の義務の履行を見直したいと考えている国にとっては、本判決は、その口実となり得る状況ともいえます。さらに、通商法 301 条には一定の手続的制約があるため、同条に基づく関税は、IEEPA に基づく関税ほど強力な交渉手段にならない可能性もあります。米国の貿易相手国が、こうしたリスクを認識した上で、実際に協定の見直しに踏み切るかどうか

⁸ そのほか、EU、スイス、韓国及び台湾も、相互関税協定において同様の規定を盛り込んでいました。

⁹ <https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2026/february/ambassador-greer-issues-statement-supreme-court-ieepa-decision>

¹⁰ 通商法 301 条調査は、既に中国やブラジルを含む複数の国を対象として開始されています。現在進行中の通商法 301 条調査の一覧については、以下をご参照ください。 <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations>

¹¹ https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/competition_law_international_trade_europe_251119

かは、今後の動向を見極める必要があります。

5. 結論

本判決は、米国の輸入業者にとっては間違いなく重要な前進といえますが、依然として大統領が他の法的根拠に基づいて関税を課す余地が残されていることから、輸入業者が関税負担から解放されたといっても、その範囲は限定的なものにとどまります。加えて、関税還付の扱いが不透明であることや、相互関税協定の先行きが定まっていないことから、全体としての状況は依然として不確実です。当事務所では、今後の動向を引き続き注視し、情報を提供してまいります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com